

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、アルメタックス株式会社と称し、英文では ALMETAX MANUFACTURING CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. アルミニウムの溶解、鋳造、加工並びに各種新素材の生産とこれらの販売。
2. 建築用資材、家具及び機械部品等の製造、販売並びにこれらに関連する機械装置の開発及び販売。
3. 建設工事及びこれに伴う一切の業務。
4. 産業廃棄物、一般廃棄物及びこれに類する廃棄物の処理、再生並びにこれらの機械設備、処理剤等の販売及び施工。
5. 前各号の業務に関する請負、技術開発、技術指導及びノウハウの売買。
6. 不動産の売買、賃貸借及びこれに関連する一切の業務。
7. 建築資材の賃貸借、リース、売買、修理及び保守管理。
8. 労働者派遣事業。
9. その他前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告の方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,700万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(単元未満株式の買増請求)

第 10 条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(招集者及び議長)

第 13 条 株主総会の招集者及び議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。

(決議要件)

第 14 条 株主総会の決議は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は10名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
但し、取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。

(報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会)

第 23 条 取締役は取締役会を組織し、当社の重要な業務執行を決定する。

2. 取締役会に関する事項は法令又は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の招集者及び議長)

第 24 条 取締役会の招集者及び議長は、法令に別段の定めのある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその出席取締役の過半数によってこれを決する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の招集)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。

但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数によってこれを決する。

(議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに記名捺印又は電子署名して、これを当会社に保存する。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 3 0 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 37 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 剰余金の配当に係る金銭の支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、第 6 0 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる。